

【ABC 消費者情報 Vol. 191】

◎災害後の住宅修理トラブルに注意！！

「火災保険で家の修理ができる。無料で申請等を手伝う」などと勧誘する住宅修理サービスのトラブルにご注意ください。

修理をキャンセルした時の違約金や保険申請サポート費用等の名目で、高額な請求を受ける場合があります。

○アドバイス

- ・自然災害による被害で住宅が被害を受けたら、まずは損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。
- ・工事を依頼する際は、複数の事業者から見積もりを取るようにしましょう。
- ・不安を感じたら、消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
電話 099-808-7512